

スモールスタート型

補助対象者

① 市外の企業で、本社（子会社の本社を含む。）を市内に新たに設置するもの。

② 市内に新たなサテライトオフィスを設ける市外の企業で、情報通信関連業又は技術サービス業を営むもの。

※①又は②を満たし、次の3要件を全て満たすこと



業種要件

ア) 情報サービス業
ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業
・インターネット付随サービス業
・映像・音声・文字情報制作業
(映像情報制作・配給業)
・コールセンター業及びBPOオフィス

イ) 技術サービス業で次の業種
・デザイン業 ・機械設計業

※ア) 又はイ) を満たすこと



雇用要件

- 指定申請書提出から操業開始日以後1年後までに2人以上（補助事業者の役員が大崎市に居住し事業所に在籍する場合は1人以上）
- 当該人数に達した日から操業開始日以後3年を経過するまで継続してその人数以上であること。



賃金要件

- 雇用した従業員に秋田県内の最低賃金（現行時給897円）の1.5倍に換算した給料を支払うこと

| 補助対象経費 | 補助対象経費の概要 | 補助率と上限額 |
|--|--|------------|
| (1) 事業所設置・整備費 上限額50万円 ※1事業計画につき1回限り。 | 事業所の取得費（土地の取得費は除く。）、事業所の新設又は増設に伴う工事費用（建築工事等） | 補助対象経費の10% |
| (2) 事業所賃借料 上限額年30万円 ※操業開始日以降1年間分。 | 操業開始日以後の事業所の賃借料（敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く。）、補助事業者の労働者が当該事業所を利用するために供する駐車場の賃借料 | 補助対象経費の20% |
| (3) 機械設備購入費 上限額50万円 ※1事業計画につき1回限り | 機械設備（機械、装置、器具等）及び備品の購入費用、運搬費用並びに動産の取付費用のうち償却資産台帳に記載するもの | 補助対象経費の20% |
| (4) 機械設備賃借料 上限額年50万円 ※操業開始日以降1年間分。 | 機械設備（機械、装置、器具等）及び備品の賃借料又はリース費用 | 補助対象経費の20% |

お問い合わせ

秋田県大崎市経済産業部企業立地推進課

☎ 0187-63-1111（内線248）

✉ kigyou@city.daisen.lg.jp